



大船渡労働基準署 ニュース

(令和6年10月)



秋晴の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

10月1日から7日まで、全国労働衛生週間が実施されます。皆様方の事業場ではどのような取り組みをされているでしょうか。この週間における実施事項の一つに「健康保持に関する情報の提供」がありますので、最近、私が知った「ウォーキング」に関する情報をお伝えします。

これまで、健康維持に必要な歩数については、長い間「1日1万歩」と言われてきたところですが、近年の研究によると、より少ない歩数でも十分なのだそうです。例えば「心臓と血管によい結果を与えるのは2,300歩以上」「早期死亡リスクを下げる効果が1日4,000歩から得られる」とのこと。また、ウォーキングはメンタルヘルスにもよい効果が認められ「週2時間ウォーキングをしている人はうつ病になりにくい」との研究結果もあるのだそう。日本の労働者の約8割が職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスを感じている状況にある中、ウォーキング等によって心身の健康を維持したいものです。私も、せっかく三陸地域に転勤して来たので、「みちのく潮風トレイル」をこの秋から歩き始めることで、心身の健康作り&思い出作りに励もうと思っています。

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます

みんな笑顔の 健康職場

10月1日～7日は全国衛生週間の実施期間です！

以下の実施事項を参照の上、各事業場における自主的な衛生管理活動の推進をよろしくお願いいたします。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

～林業労働災害多発警報発令中～

岩手県内の林業において、**令和6年6月、7月に各1件ずつ死亡災害が発生**したことに伴い、**令和6年8月20日から令和6年11月末までの間、林業労働災害多発警報が発令**されます。

林業従事者の皆様におかれましては、安衛法令の遵守はもとより、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等を確認の上、**林業における安全対策の徹底**をお願いいたします。

岩手県の最低賃金について

令和6年8月28日に開催された岩手地方最低賃金審議会において、**岩手県最低賃金を時間額952円(引上げ額59円、引上げ率6.61%)**とする旨の答申がなされました。この答申を受け、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て官報公示を行い、**早ければ10月27日に岩手県最低賃金が改正発行されることとなります。**

賃金引上げ策

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その**設備投資等に要した費用の一部を助成**する制度です。

詳細はこちら



問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440
又は岩手労働局雇用環境均等室 電話：019-604-3002



就業環境整備・改善支援 オンラインセミナー



以下、6つのテーマを3回に分けてオンラインで専門家が説明いたします。
実施期間は、令和6年8月から令和7年1月末までです。

- 1：採用・定着、労働条件の明示、就業規則の必要性について
- 2：賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率
- 3：労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の取扱いについて
- 4：サブロク(36)協定、休日・労働時間について
- 5：有給休暇の取得、退職・解雇について
- 6：安全衛生、働き方改革の推進について

申込方法：Webサイト、QRコードからお申し込みください

URL：<https://shuugyou.mhlw.go.jp/seminarplan-online>

